



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達する役務

長野県障害児施設給付費受給者管理・施設指定管理システムの構築に関する業務委託

#### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

#### (3) 履行期間

契約の日から平成21年2月27日まで

#### (4) 履行場所

仕様書のとおりです。

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去2年間において国又は地方公共団体に対し、障害児に関する同種の業務の履行実績を有すること。

(5) 日本国内に本店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県社会部障害福祉課

電話 026 (235) 7149

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月12日（水） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

#### (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年11月10日（月）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

障害福祉課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J マート・オギノ諏訪店

諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1 外

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社 J マート

東京都三鷹市野崎1-20-20

株式会社 オギノ

山梨県甲府市徳行1-2-18

### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

株式会社 J マート

東京都三鷹市野崎1-20-20

株式会社 オギノ

山梨県甲府市徳行1-2-18

### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年4月27日

### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,015平方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 540台

(2) 駐輪場の収容台数 100台

- (3) 荷さばき施設の面積 186平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
58立方メートル  
容量の合計は1立方メートル未満切り捨て
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
| 株式会社 J マート | 午前9時 | 午後9時 |
| 株式会社 オギノ   | 午前9時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 | 駐車場を利用することができる時間帯  |
|-----|--------------------|
| ①   | 午前8時30分から午後9時30分まで |
| ②～⑤ | 午前8時30分から午後9時まで    |

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成20年8月26日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成20年10月30日から平成21年3月2日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウン川中島  
長野市川中島町今井字薬師堂1813-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所  
株式会社 西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

|    | 小売業を行う者の氏名又は名称  | 変 更 前  |       | 備 考            | 変 更 前  |       | 備 考    |
|----|-----------------|--------|-------|----------------|--------|-------|--------|
|    |                 | 開店時刻   | 閉店時刻  |                | 開店時刻   | 閉店時刻  |        |
| 1  | 株式会社 西友         | 午前9時   | 午後10時 | 1階の一部及び2階並びに3階 | 午前9時   | 午後10時 | 2階及び3階 |
|    |                 | 24時間営業 |       | 1階の一部          | 24時間営業 |       | 1階     |
| 2  | 株式会社 パレモ        | 午前9時   | 午後10時 |                | 午前9時   | 午後10時 |        |
| 3  | 株式会社 誠美堂        |        |       |                |        |       |        |
| 4  | 株式会社 モリタ        |        |       |                |        |       |        |
| 5  | 山 岸 明           |        |       |                |        |       |        |
| 6  | エステール 株式会社      |        |       |                |        |       |        |
| 7  | 株式会社 タツミヤ       |        |       |                |        |       |        |
| 8  | 株式会社 リオ横山       |        |       |                |        |       |        |
| 9  | 株式会社 和真         |        |       |                |        |       |        |
| 10 | 株式会社 ジョイ        |        |       |                |        |       |        |
| 11 | 有限会社 シーボートカンパニー |        |       |                |        |       |        |

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更年月日  
平成20年10月16日
- 5 届出年月日  
平成20年9月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年10月30日から平成21年3月2日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アップルランド デリシア波田駅前店  
東筑摩郡波田町4417-28 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所  
株式会社 アップルランド  
松本市大字今井7155-28
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前  |      | 変更後  |       |
|----------------|------|------|------|-------|
|                | 開店時刻 | 閉店時刻 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
| 株式会社 アップルランド   | 午前9時 | 午後9時 | 午前9時 | 午後11時 |
| 柳 沢 正 人        |      |      |      |       |
| 有限会社 パリス       |      |      |      |       |
| 株式会社 西口薬局      |      |      |      |       |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 No. | 変更前             | 変更後              |
|---------|-----------------|------------------|
| 1～3     | 午前8時30分～午後9時30分 | 午前8時30分～午後11時30分 |

- 4 変更する年月日  
平成20年10月16日
- 5 届出年月日  
平成20年9月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年10月30日から平成21年3月2日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

## 1 建築物の建築の計画

## (1) 建築場所

上高井郡小布施町大字小布施字裏町163-4の一部、163-6

## (2) 建築主氏名

小布施町東町自治会長 三 田 功

## (3) 用途地域

第一種低層住居専用地域

## (4) 敷地面積

154.85平方メートル

## (5) 主要用途

ゴミ収集所

## (6) 構造及び階数

木造 地上1階建て

## (7) 工事種別

新 築

## (8) 規 模

|      | 申請部分   | 申請以外<br>の部分 | 合 計    |
|------|--------|-------------|--------|
| 建築面積 | 22.36㎡ | —           | 22.36㎡ |
| 延べ面積 | 22.36㎡ | —           | 22.36㎡ |

## (9) 建ぺい率 14.40パーセント

容 積 率 14.40パーセント

## 2 日 時

平成20年11月10日（月） 午後2時00分から

## 3 場 所

小布施町役場公民館 3階講堂

建築指導課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月30日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

特殊浴槽 一式

## (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

平成21年1月30日

## (4) 納入場所

長野県立木曽病院

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院 事務部総務係

電話 0264(22)2703 内線 2213

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月14日（金） 午後2時

イ 場所 長野県立木曽病院 2階講堂

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

病院事業局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月30日

長野県飯山建設事務所長 戸田 明 宏

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量  
別表のとおり
- (2) 物品の特質  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限  
契約締結日の翌日から平成21年3月31日まで
- (4) 納入場所  
別表のとおり
- (5) 入札方法

納入場所ごとに1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が納入場所における調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯山市大字静間字町尻1340-1

長野県飯山建設事務所総務課

電話 0269 (62) 4111

### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含まれます。）  
ア 日時 平成20年11月12日（水）午後5時（必着）  
イ 場所 飯山市大字静間字町尻1340-1  
（郵便番号 389-2255）  
長野県飯山建設事務所 総務課
- (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 別表のとおり

イ 場所 飯山市大字静間字町尻1340-1

長野県飯山庁舎 201号会議室

### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

| 調達物品名 | 数量<br>(予定数量)<br>(リットル) | 納入場所                      | 開札の日時                     | 等級区分 |
|-------|------------------------|---------------------------|---------------------------|------|
| 重油    | 66,000                 | 県道野沢上境停車場線豊郷除雪センター無散水消雪施設 | 平成20年11月13日（木）<br>午後1時30分 | B以上  |
| 重油    | 119,000                | 県道飯山野沢温泉線新田無散水消雪施設        | 平成20年11月13日（木）<br>午後1時45分 | B以上  |
| 灯油    | 14,000                 | 県道飯山斑尾新井線斑尾スノーシェルター消雪ボイラー | 平成20年11月13日（木）<br>午後2時    | C以上  |
| 灯油    | 43,000                 | 県道飯山斑尾新井線上倉消雪ボイラー         | 平成20年11月13日（木）<br>午後2時15分 | B以上  |

道路管理課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年10月30日

長野県公安委員会

### 1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受講対象者  |
|--------|--|
| 経験者講習  | 長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。 |



## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日          | 時間               | 講習会場  | 場 所                | 定員  |
|--------------|------------------|-------|--------------------|-----|
| 12月4日<br>(木) | 午後1時から<br>午後4時まで | 安曇野会場 | 安曇野市穂高5047<br>穂高会館 | 70名 |

## 3 講習科目及び時間数

| 講 習 科 目            | 時間数   |
|--------------------|-------|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令   | 2 時 間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1 時 間 |

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月30日

長野県松本空港管理事務所長 小林 資典

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

松本空港滑走路クラック補修工事

## (2) 工事内容

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

契約日から平成21年3月19日まで

## (4) 履行場所

松本市大字空港東8909 長野県松本空港

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 土木一式工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 松本地方事務所管内に本店を有していること。

(5) 滑走路閉鎖の都合上、現場での作業（午後5時から10時まで）を5日間程度で終わられる者であること。

## 3 支払条件

## (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

## (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

## 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263 (58) 2517

## 5 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月17日(月) 午前10時

イ 場所 松本市大字空港東9036-4

やまびこドーム会議室2

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年11月10日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

## (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月30日

長野県稲荷山養護学校長 菲 澤 久 人

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年12月1日から平成25年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県稲荷山養護学校

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字野高場1795

長野県稲荷山養護学校

電話 026 (272) 2068

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月25日（火） 午前10時

イ 場所 長野県稲荷山養護学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年11月17日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県稲荷山養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

特別支援教育課